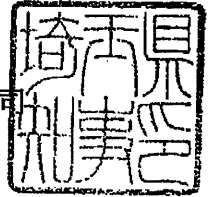




生振第770号
平成25年1月29日

埼玉県種苗審議会 会長 様

埼玉県知事 上田 清



主要農作物奨励品種等の区分変更等について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第2条に基づき、主要農作物奨励品種等の区分変更等について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

(1) 主要農作物奨励品種等の採用について

ア 水稲うるち「彩のきずな」の認定品種への採用について

(2) 主要農作物奨励品種等の区分変更について

ア 小麦「さとのそら」の認定品種から奨励品種への区分変更について

イ 小麦「農林61号」の奨励品種から準奨励品種への区分変更について

(3) 主要農作物奨励品種等の廃止について

ア 水稲うるち「朝の光」の認定品種の廃止について

イ 二条大麦「みょうぎ二条」の奨励品種の廃止について

ウ はだか麦「ユメサキボシ」の認定品種の廃止について

2 諮問理由

別紙

別紙

諮問事項・理由

1 主要農作物奨励品種等の採用について

(1) 水稲「彩のきずな」の認定品種への採用について

① 品種特性

本品種は高温耐性、病虫害複合抵抗性を持つ良食味な中生の品種であり、埼玉県農林総合研究センター水田農業研究所で育成され、平成24年11月8日に品種登録出願公表された。

高温登熟性が「やや強～強」であり、高温下でも品質低下が軽減できる。さらに、稲縞葉枯病抵抗性、ツマグロヨコバイに対する抵抗性を持ち、栽培性に優れている。食味はアミロース含量が「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同程度～やや低く、粘りが良く極良食味である。

② 取組状況

奨励品種としての採用を検討するため、平成22年に奨励品種決定調査を開始した。平成24年には県内8地域で現地実証ほを設置して適応性の検討を行った。なお平成25年は大規模実証として県内で100ha規模の作付を行う予定である。

③ 採用の理由

本品種は中生の有望品種であり、「キヌヒカリ」の後継として麦あと地域を中心とした普通植え地域への導入を進める計画である。平成25年は26年以降速やかに普及できるよう種子の増殖を行う計画であり、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準（平成14年3月20日 埼玉県農林部 埼玉県種苗審議会）4の（1）に基づき認定品種に採用する。

2 主要農作物奨励品種等の区分変更について

(1) 小麦「さとのそら」の認定品種から奨励品種への区分変更について

① 品種特性

本品種は、耐倒伏性・耐病性に優れ、農林61号よりも10%程度の多収が見込める。

また、農林61号と同様に、加工面で汎用性が高い通常アミロース系統品種で、製粉性にも優れている。

② 取組状況

北関東4県で連携して「さとのそら」の導入を推進してきており、平成24年産で約200ha、平成25年産では約900haが作付けされ、平成26年産で全面転換する計画である。

③ 区分変更の理由

平成26年産で「農林61号」からの全面転換を図るため、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準2に基づき奨励品種に区分変更する。

(2) 小麦「農林61号」の奨励品種から準奨励品種への区分変更について

① 品種特性

本品種は汎用性に優れる小麦品種である。

また、耐倒伏性が「やや弱」、凍霜害抵抗性が「やや弱」である。

② 取組状況

昭和22年に奨励品種に採用し、良質小麦として栽培されていたが、近年の生育期の多雨や気象の影響等により、収量の低下やタンパク含量の低下などが問題になってきたことから、北関東4県で連携して「さとのそら」への切替えを進めてきた。

③ 区分変更の理由

良質な日本麺用（又は、うどん用）小麦で長い間、本県の主要品種として栽培されていたが、収量、品質の問題から「さとのそら」への切替えを進めてきた。

平成24年度から種子の生産を中止しており、平成26年産からは「さとのそら」への全面転換を進めることから、当品種については作付面積の計画的な減少を図るため、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準3の(3)に基づき準奨励品種に区分変更する。

3 主要農作物奨励品種等の廃止について

(1) 水稻「朝の光」の認定品種からの廃止について

① 栽培の現状

本品種の平成23年産作付面積は300ha（生産振興課推定）であり、県内水稻作付面積（35,200ha）の0.85%となっている。

② 廃止の理由

本品種は昭和61年に奨励品種に採用し、栽培性が良く、刈り取り適期の長い良質な中生品種として普及を図り、平成4年には15,000haまで作付が拡大した。しかし食味や栽培のしやすさ等がより優れた「彩のかがやき」等への作付転換が進み、平成21年度に奨励品種から認定品種への区分変更を行った。その後、作付面積は著しく減少し、今後も増加の見通しがなことから、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準5の(3)に基づき奨励品種から廃止とする。

(2) 二条大麦「みょうぎ二条」の奨励品種からの廃止

① 栽培の状況

平成23年産において、392ha作付けが行われた。

② 廃止の理由

本品種は、平成5年に（縞萎縮病の抵抗性をもつ多収品種として）奨励品種に採用し、ビール麦として実需者であるサッポロビール株式会社からの要望により栽培してきた。

しかし、同社の開発した新品種「彩の星」を奨励品種に採用して品種転換が済んでおり、来年度以降の作付は見込まれない。

種子生産についても平成24年産から中止しており、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準5の(3)に基づき奨励品種から廃止とする。

(3) はだか麦「ユメサキボシ」の認定品種からの廃止

① 栽培の状況

本品種ははだか麦の需要増加に対応する目的で平成19年産から作付けされ、平成21年産から10ha前後の作付で推移している。

② 廃止の理由

本品種は、平成20年に認定品種に採用し、実需者の要望により現地への普及を進めてきた。しかし、景気の低迷によるはだか麦の需要が減退したため、実需者の要望がなくなり、来年度以降も大幅な作付の増加は見込めない状況である。

種子生産についても平成24年産から中止しており、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準5の(3)及び(5)に基づき奨励品種から廃止とする。